

別表3 プール維持管理基準一覧表

1 管理責任者等の設置

	No	基準	備考
管理責任者等の設置	1	管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えること。	※
	2	業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ること。	
管理責任者	4	プール施設における安全、かつ、衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。	
	5	選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする。	
衛生管理者	6	プール施設の衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。	
	7	選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする。	
監視員	8	プール施設利用者の監視及び指導等、及び事故等の発生時における救助活動を行う監視員を置くこと。	
	9	選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とする。	
救護員	10	施設内で傷病者が発生した場合に、応急救護にあたる救護員を置くこと。	
	11	選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とする。	★

※：施設の規模等により、それぞれの役割を重複して担っても差し支えないこと。 ★：任意の項目

2 プール水の管理

	No	基準	備考
一般管理	1	常に消毒を行うこと。	
	2	遊離残留塩素（二酸化塩素）濃度がプール内で均一になるよう管理すること。	
	3	浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を水質基準に定める水質に保つこと。	
	4	新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。	
	5	水温は、原則として22℃以上とし、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。	
換水	6	(入替え式プールの場合) ・少なくとも5日に1回はプール水の全量を入れ替えること。 ・常に水質を把握し、その状況に応じプール水の入替えを行うこと。	
	7	(循環式プールの場合) 少なくとも1年に1回プール水の全量を入れ替えること。	★
水質検査の頻度	8	遊離残留塩素濃度（二酸化塩素濃度）：2時間ごとに1回以上	
	9	pH、濁度、KMnO4消費量、大腸菌及び一般細菌：毎月1回以上	
	10	総トリハロメタン：毎年1回以上	
	11	採暖槽等のレジオネラ属菌：毎年1回以上	
水質検査の試料採水点	12	(矩形プールの場合) プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20 cm及び循環ろ過装置の取入口付近	
	13	(その他の形状のプール) 矩形プールに準じた、プールの形状に応じた適切な地点	
	14	(総トリハロメタンの水質検査に係る試料採水地点) 1箇所（循環ろ過装置の取入口付近を原則とする）以上	
水質検査に異常があった際の対応	15	(基準値に適合しない項目があった場合（全項目共通）) 速やかに保健所に報告すること。	
	16	(pH、濁度、KMnO4消費量が基準値に適合しない場合) 补水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。	
	17	(一般細菌、総トリハロメタンが基準値に適合しない場合) ・补水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。 ・塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。	
	18	(遊離残留塩素濃度が0.4 mg/Lを下回った場合) 遊泳を一時中止し、遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上としてから遊泳を再開すること。	
	19	(大腸菌が検出された場合) 速やかに遊離残留塩素濃度を測定すること。 ・0.4 mg/L未満の場合：No.18の措置を講ずること。 ・0.4 mg/L以上であった場合：大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。	
	20	(二酸化塩素を消毒に用いる場合) ・No.18、19について、「遊離残留塩素」を「二酸化塩素」と、「0.4 mg/L」を「0.1 mg/L」と読み替えるものとする。 ・二酸化塩素濃度が0.4 mg/Lを、又は亜塩素酸濃度が1.2 mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や补水等によって速やかに改善を図ること。	
	21	(採暖槽等からレジオネラ属菌が検出された場合) 保健所の指示に従うこと。	

★：任意の項目

別表3 プール維持管理基準一覧表

3 プール施設の維持管理

	No	基準	備考
プール	1	(入れ替え式プールの場合) ・全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないように清掃すること。 ・藻の発生防止措置を講じること。	★
	2	(循環式プールの場合) ・随時、清掃及び設備の点検整備を行うこと。 ・1年に1回以上水を抜いた状態で清掃及び設備の点検整備を行うこと。	★
	3	(一定期間使用するプール) 使用開始前及び使用終了後に、十分な清掃、設備の点検及び整備を行うこと。	
プールサイド ・更衣室等	4	プールサイド、更衣室、便所その他の利用者が使用する設備は、毎日清掃するとともに、随時点検を行うこと。	
排水設備	5	プール水、シャワー水等は公共下水道に排水すること。	
	6	排(環)水口の蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、及び配管口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を触診、打診等により随時確認すること。	
浄化設備	7	原則として1日中運転すること。	
	8	ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。	
	9	運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあっては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。	
	10	循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。	
消毒設備	11	プールの使用時間中は運転すること。	
	12	塩素剤等の量や注入装置の稼動状況を随時点検すること。	
循環系統	13	随時清掃し、常に清浄を保つこと。	
	14	新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。	
	15	(オーバーフロー水を再利用する場合) 十分な浄化及び消毒を行うこと。	
洗浄設備	16	シャワー水(上がり用シャワー水含む)等に用いる洗浄水については、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。	
消毒剤・凝集剤等の管理	17	プールに使用する消毒剤、凝集剤、ろ剤等を適切に管理すること。	
	18	異種の薬剤の混合による事故を防止するため、薬剤の保管場所は明確に区分すること。	
	19	薬剤の保管容器は薬剤の名称を示す等、薬剤の種類を容易に判別できるようにすること。	
	20	(使用する薬剤が危険物に該当する場合) 関係法律を遵守すること。	
	21	(プール水の消毒に液体塩素を用いる場合) 塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、関係法規を遵守し、適切に管理すること。	
	22	遊離残留塩素濃度等の測定に用いる試薬及び測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。	
採暖室	23	「公衆浴場における衛生等管理要領」を参考として、適切に管理すること。	
採暖槽等	24	「公衆浴場における衛生等管理要領」を参考として、適切に管理すること。	
換気設備の管理、屋内プールにおける空気環境測定	25	空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%を超えないよう換気設備の管理をすること。	
	26	2月以内ごとに1回、定期的に空気環境測定を行うこと。	
	27	二酸化炭素の測定方法は、施設内の適切な場所で、床上75 cm以上、150 cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。	
	28	基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。	
使用後の点検・管理	29	利用時間終了後は、直ちにプール及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。	

★：任意の項目

## 別表3 プール維持管理基準一覧表

### 4 利用の管理

	No	基準	備考
遊泳の制限	1	利用者の安全を図るため、次に該当する者は、遊泳させないこと。	
		・ 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者	
		・ 泥酔者 ・ 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者	
	2	単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。	
利用者に対する指示事項	3	遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。	
	4	採暖室の利用により発汗した場合、及び排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。	
	5	唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。	
	6	他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。	
	7	飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにすること。	
掲示	8	必要に応じて、No.1～7に定める事項について、利用者の見やすい位置に掲示を行うこと。	
その他	9	水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。	

### 5 その他

	No	基準	備考
プール水等の測定の記録	1	プールの使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。	
水質検査結果等の公表	2	プール水の水質検査結果等について、利用者の見やすい位置に掲示する等して、広く公表すること。	★
従事者の教育等	3	塩素剤等薬剤の取扱いについて従業者に周知徹底すること。	
	4	万一の事故に備えて従業者の訓練及び安全衛生教育を行うこと。	
	5	緊急時の連絡、搬送方法等を定めたマニュアルを作成するとともに、連携する医療機関を定めておくこと。	
保健所への報告	6	プール施設に起因する疾病等が発生した場合は、直ちに保健所に報告し、その指示に従うこと。	
	7	事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。	
井水の管理	8	井水を飲料水、うがい設備並びに洗面設備、洗顔設備及び上がり用シャワー等に使用するときは、定期的に水質検査を行うこと。	
その他	9	水着その他直接肌に接するもので利用者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。	
	10	不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。	

★：任意の項目